

保護者 様

豊中市 こども未来部 子育て給付課

## 民間こども園・私立幼稚園の新2号認定（新3号認定）にかかる手続きについて（ご案内）

日頃から本市教育・保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

民間認定こども園及び私立幼稚園に1号認定で在園しており、令和7年度（2025年度）4月以降に新2号認定（新3号認定）を利用される場合は、下記のとおり電子申込まさせていただきますようお願いいたします。

### 記

**1 申込開始日** 令和6年（2024年）10月1日（火）から申込開始

## 2 申込方法

右記の2次元コードをスマートフォン等で読み取っていただき、申込をお願いいたします。

パソコンから操作される場合のURL：<https://logoform.jp/f/r9CkP>

※紙の提出は不要です。

※必要書類をすべてそろえたうえで電子申込してください。

※きょうだいで申込む場合、児童ごとに申込が必要です。



## 3 必要書類

電子申込む際に必要書類の写真等の添付が必要ですので、事前に書類を準備してください。

※画像が不鮮明などにより書類の再提出が必要な場合があるため、必要書類は支給認定証が発行されるまで破棄せず保管してください。

### ●認定希望者全員が必要な書類

保護者全員分の就労証明書または保育を必要とする事由証明書が必要です。

該当する「保育を必要とする事由（※下表）」に沿って、必要書類を添付してください。

保育を必要とする事由※		必要書類
就労	恒常的に月 64 時間以上就労している場合	・就労証明書 ※自営業の場合は次のいずれかひとつを添付 ・最新年度の確定申告の控え ・税務署への開業届の写し (開業した年度に限る)
	・月 64 時間以上の就労に内定中の場合 ・すでに月 64 時間未満就労の場合 ※求職活動での認定になりますので、3か月の認定期間中に月 64 時間以上の就労中の書類提出が必要です。	
妊娠出産	分娩予定日の前後 2 か月である場合	・母子手帳 (母の名前と分娩予定日を記載したページ)
疾病障害	保護者の疾病・障害により日常生活が困難・または支障がある場合	・保育を必要とする事由証明書 →医師の証明欄への証明 (日常生活に支障なしの場合は該当しません。)
介護看護	同居親族を常時介護または看護している場合	・保育を必要とする事由証明書 →医師の証明欄への証明 (日常生活に支障なしの場合は該当しません。)
就学	学校または職業訓練校に月 64 時間以上通学している場合	・保育を必要とする事由証明書 →就学による在学証明欄への証明

※上記必要書類については、別途施設から提出を求められる場合があります。

### ●ひとり親世帯の場合に追加に必要な書類

ひとり親世帯を証明する書類（ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、戸籍全部事項証明（戸籍謄本）など）

- 新3号認定を希望される生活保護世帯の場合に追加で必要な書類  
「生活保護受給証明書(3ヶ月以内のもの)」か「休日夜間受診票」

#### 4 書類の提出日と適用開始月

- ①毎月1日時点の事由と書類の申込日により認定します。
- ②前月末を締切日として、当月から認定します。
- ③育児休業からの復職予定・就学予定についての特例

前月末までに復職予定・就学予定の就労証明書および保育を必要とする事由証明書で申し込んだうえで、当月1日付で育児休業から復職・就学開始したことを証明する就労証明書および保育を必要とする事由証明書で当月5日までに再度申込した場合、当月から認定を受けることができます。

・就労証明書および保育を必要とする事由証明書（保護者全員分）を3月末までに電子申込にて提出したうえで、

【例1】4月1日付で育児休業から復職・就学開始、4月5日に証明書提出→4月から適用

【例2】4月1日付で育児休業から復職・就学開始、4月6日に証明書提出→5月から適用

【例3】4月2日付で育児休業から復職・就学開始、4月5日に証明書提出→5月から適用

新2号認定（新3号認定）を受けた場合でも、預かり保育や一時預かり等を実施するために必要な保育教諭数や施設の広さに限りがあるため、希望通り預かり保育を利用できるとは限りません。そのため、就労状況等預かり保育の優先度の高い方から、利用できる方を決めるなど、各施設の選定方法により利用できる方を制限することがありますのでご理解ください。

【問い合わせ】 豊中市 こども未来部 子育て給付課 入所入園係 TEL 06-6858-2252・2253